

西尾市市民活動センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西尾市市民活動センターの設置及び管理に関する条例（平成22年西尾市条例第14号。以下「条例」という。）及び西尾市市民活動センターの管理及び運営に関する規則（平成22年西尾市規則第32号。以下「規則」という。）に基づき、西尾市市民活動センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 センター利用者は、条例別表第1に掲げる使用料を利用日に現金で納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、利用後2月を超えない範囲の期間で納付することができる。

2 センターの附属設備については、条例別表第2に掲げる使用料を利用日に現金で納付しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 条例別表第1の備考に掲げる当該利用区分とは、午後9時から午前1時まで、午前1時から午前5時まで、及び午前5時から午前9時までとし、規則第2条第2項の規定により市長が開館時間の変更を認めた場合において、これらの利用区分を利用するときの使用料は、他の利用区分に相当する額とする。

4 使用料の収納事務は、市長が別に定める方法により行うものとする。

(利用団体の登録)

第3条 規則第5条の規定によりあらかじめ登録できる利用団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。なお、代表者が同一の場合においても、主に活動する最小組織単位（構成員）ごとに登録するものとする。ただし、団体を構成する組織上の理由により、市長が特別に認める場合は、この限りでない。

(1) 団体として組織されていること。

(2) 団体の活動の主たる区域が市内であること。

(3) 団体の構成員が原則5人以上であり、かつ、構成員の半数以上が市内に在住、在勤又は在学であること。

(4) 団体の運営が当該団体の構成員によって自主的に運営されていること。

(5) 団体の代表者は、成人であること。

(6) 以前登録されていた団体においては、第6条に規定する登録抹消の前歴がないこと。

(7) 団体登録に際して、既に登録されている団体の構成員と新たに登録しよう

とする団体の構成員の半数以上が重複していないこと。

- 2 規則第5条の登録を受けようとするものは、西尾市市民活動センター利用団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に利用者名簿（様式第2号）を添えてセンターに提出しなければならない。
- 3 前項の利用者名簿には、団体の構成員全員の氏名等を記入しなければならない。ただし、申請者が記載項目を満たしている任意様式を提出した場合は、この限りでない。
- 4 市長は、登録申請書が提出されたときは、第1項の要件を備えていることを確認の上、利用団体として登録するものとする。
- 5 規則第5条ただし書に規定する市長が認める団体は、次の各号のいずれかに該当するものとし、登録を要しない。
 - (1) 市又は教育委員会
 - (2) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業を行う関係団体
 - (3) 市が関わる国又は地方公共団体の事業を行う関係団体
 - (4) 保育所（小規模認可又は夜間認可保育所、認可外保育施設、認定こども園等を含む）、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体（登録団体の取扱い）

第4条 センターの所長（以下「所長」という。）は、利用団体として登録した団体（以下「登録団体」という。）を西尾市市民活動センター登録団体台帳（以下「登録団体台帳」という。）に記録するものとする。

- 2 登録団体は、3年ごとに登録の更新を行うものとする。
- 3 登録団体の代表者を変更したときは、西尾市市民活動センター利用団体登録変更届（様式第3号。以下「登録変更届」という。）を提出しなければならない。

（登録団体の登録停止）

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、3月間の登録停止をするものとする。

- (1) 直近6月の間に規則第9条第1項に規定する西尾市市民活動センター利用許可変更・取消し申請書（以下「変更・取消し申請書」という。）の提出を6回以上行った場合
- (2) 直近1月の間に変更・取消し申請書の提出を3回以上行った場合
- (3) 使用日当日に無断でキャンセル又は変更・取消し申請書を提出しなかった場合

2 市長は、登録停止をする場合は、西尾市市民活動センター利用団体登録停止通知書（様式第4号。以下「登録停止通知書」という。）を登録団体に交付し、その旨を登録団体台帳に記録するものとする。

（登録団体の登録抹消）

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当した場合には、登録抹消するものとする。

- (1) 第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 虚偽の内容の登録申請書を提出したことが判明した場合
- (3) 第4条第2項に規定する更新を行わなかった場合
- (4) 3年間の間に、前条第1項に規定する登録停止を3回以上受けた場合
- (5) 市長が利用団体として不適格と判断した場合

2 市長は、登録抹消をする場合は、西尾市市民活動センター利用団体登録抹消通知書（様式第5号。以下「登録抹消通知書」という。）を登録団体に交付し、その旨を登録団体台帳に記録するものとする。

（利用許可の申請）

第7条 規則第6条第3項に規定する「市長が別に定める期間」は、利用日（利用日が2日以上連続するときはその最初の日）の属する月の3月前の初日から使用開始前までとする。ただし、その月の初日が休館日のときは、翌開館日を初日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず利用許可申請ができるものとする。

- (1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業及び市が関わる国又は地方公共団体の事業と認められる場合
- (2) 条例第13条の対象となる場合
- (3) 事前の準備作業や広報での周知等のため、利用許可申請書の受付開始日以前に受け付けることがやむを得ないと認められる場合
- (4) 市長が特別に認める場合

3 利用許可申請書の受付方法は、原則として先着順とする。ただし、受付開始日である月の初日等においては、所長の判断により、事前に周知した上で、約1時間程度の申込みを経て、公開抽選により申請順位を決定する方法で受け付けることもできるものとする。

（利用許可書の交付）

第8条 規則第7条第1項に規定する西尾市市民活動センター利用許可書（以下「利用許可書」という。）は、様式第6号とする。

2 市長は、利用許可書の交付を受けた登録団体が第5条の規定による登録停止又は第6条に規定する登録抹消となった場合には、条例第11条に規定する場合と同様に、利用許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができるものとする。

(特別の設備)

第9条 規則第8条第2項に規定する西尾市市民活動センター特別設備許可書は、様式第7号とする。

(利用の制限)

第10条 センターの有効利用のため、登録団体の利用時の人数は、原則3名以上とする。

2 連続した利用区分を1回として、1月間で利用できる回数は、1団体につき原則12回までとする。

3 利用時間の延長は、原則認めない。ただし、利用区分の時間帯が空いている場合に限り、その分の使用料を支払えば利用することができるものとする。

4 市長は、規則第3条ただし書の規定により、市に暴風警報が発令された場合や市の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、臨時に休館するものとする。この場合においては、使用料は徴収せず、既に納付された使用料は還付するものとする。

(持込物の制限)

第11条 所長は、音量が大きく出る楽器類、電氣量が多く必要となる電氣機器類、爆発物又は鋭利な刃物を備える危険物類等の持ち込みを禁止することができる。

2 ペットなどの動物を連れての入館は、禁止とする。

(附属設備の取扱い)

第12条 利用者は、条例別表第2に掲げる印刷機使用料を納付する際には西尾市市民活動センター印刷機利用簿(様式第8号)に、ロッカー使用料を納付する際には西尾市市民活動センターロッカー利用簿(様式第9号)に必要事項を記入しなければならない。

(その他の施設の利用)

第13条 所長は、センター施設内の利用について、次の各号の申請があった場合は、当該各号に定める条件を付して利用を許可する。

(1) ロビーや壁面など施設内への展示又は掲示申請があった場合 展示物又は掲示物の内容審査を受けた後、所長が指示する展示又は掲示方法及び展示又は掲示スペースにおいて展示又は掲示すること。この場合において、展示又は

は掲示期間が過ぎたものは、原則センターで処分する。ただし、個人の作品等、事前に返却を依頼されたものについては、この限りでない。

(2) ホール、ロビー、廊下等の利用申請があった場合 他の利用者の迷惑にならない範囲を所長が指定する。

(3) センター駐車場の利用申請があった場合 占用利用はできない。ただし、地域で長年恒例となっている行事又は公共的な催し等で、市長が認めるときは、この限りでない。

(利用許可の変更又は取消し)

第14条 規則第9条第2項の西尾市市民活動センター利用許可変更・取消し承認通知書（以下「変更・取消し承認通知書」という。）は、様式第10号とする。

(使用料の後納)

第15条 規則第10条第2項で規定する西尾市市民活動センター使用料後納承認通知書は、様式第11号とする。

(使用料の減免)

第16条 条例第13条の規定により市長が使用料を減免することができるときは、次の各号のいずれかに該当するときとし、その際の使用料は、全額免除するものとする。

(1) 市が主催する市民活動事業を行うとき。

(2) 閉館時間中に部屋に物品や機材を配置又は保管しておくとき。

(3) 災害時に避難所又は現場詰所としてセンターを利用するとき。

(4) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前条第1号により減免を受けようとする者は、利用許可書又は変更・取消し承認通知書を添えて、西尾市市民活動センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、西尾市市民活動センター使用料減免承認通知書（様式第12号。以下「減免承認通知書」という。）を交付する。

4 減免の承認を受けた者は、利用日に減免承認通知書をセンターに提示しなければならない。

(センター職員の指示等)

第17条 利用者は、条例第10条の規定に基づき、センターの施設等の使用に当たって所長又は職員の指示に従わなければならない。

2 利用者は、センターの利用時に配布する資料や講演内容などの提示を求められたときは、それに応じなければならない。

3 利用の仕方に疑義を感じた職員が確認のため、利用者の使用している室内に立ち入ろうとしたときは、これを拒むことができない。

(センター敷地内での禁止行為)

第18条 利用者及び入館者は、規則第13条第6号の規定により、センター敷地内(駐車場等を含む。)において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、その行為が敷地内の秩序の維持又は災害の防止に支障がないと認められるもので、市長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 物品の販売、宣伝及び勧誘その他これらに類する行為
- (2) 許可された以外の場所に特別設備を設置し、又は許可されていない物件を置く行為
- (3) 無断で危険物を搬入する行為
- (4) 広告物(ビラ、ポスターその他これらに類するものを含む。)を掲示し、又は張り付け、若しくは配布する行為
- (5) 旗、のぼり、幕及びプラカードその他これらに類するもの若しくは拡声器を所持し、又は宣伝車等を持ち込もうとし、若しくは使用しようとする行為
(実績報告)

第19条 所長は、毎年4月から翌年3月までの1年間のセンターの利用実績報告書を翌年4月末までに市長へ提出しなければならない。

2 利用実績報告書の様式は、別に市長が定める。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。